個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民記録システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境経済部市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理並びに証明書の発行事務	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5前住所、6転出先住所、7世帯主名、8続柄、9本籍、10筆頭者、11住民となった日、12住定日、13住民票コード、14個人番号、15宛名番号、16通称名、17併記名、18国籍・地域、19在留資格、20在留カードの番号、21在留期間、22在留区分、23満了の日、24転出日、25届出日、26確定日、27消除事由、28消除異動日	
記録範囲	白井市に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	住民異動届書、戸籍届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	ー	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）　総務部総務課行政係	
	（所在地）　〒270-1492　千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備考		